

## 2 特定契約の締結

- ・ 接続の請求について (第4、5条関係)



## ■ 特定契約本来の目的を超えて、電気事業者の利益を害するものである場合

1. 虚偽の申し込みを行った場合。
2. 正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。
  - イ) 法令の規定に違反する内容を特定契約で定めようとする場合。
  - ロ) 電気事業者に対し、責めに帰すべき事由によることなく賠償を求める又は当該電気事業者の義務違反によって生じた損害を超えた賠償を求める旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
  - ハ) 電気事業者の責めに帰する事由がない場合であっても特定供給者が一方的に解除することができる旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
  - ニ) 電気事業者が特定供給者が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と関係ないことを確約する旨の規定を特定契約で定めようとする場合に、これに応じない場合。
3. 特定供給者が、接続の相手方とは異なる電気事業者と特定契約を結ぼうとする場合であって、当該電気事業者が当該特定供給者からの電気を受電するために追加的に支払うべき費用（その額の具体的根拠を示す書面が当該電気事業者から特定供給者に対して提出されている場合に限る。）を当該特定供給者が負担することにあらかじめ同意しない場合。【追加費用の支払い】
4. 複数の電気事業者に対して特定契約の申込みを行おうとする場合に、あらかじめ当事者間で定める売電量の按分方法について、発電する当日において変更することができる旨の規定を当該特定供給者が定めようとする場合（特定供給者が、卸電力取引所を活用して売電を行うことを妨げるものではない。）【部分買取の取扱】
5. 特定規模電気事業者又は特定電気事業者に対して特定契約の申込みをする場合であって、当該特定規模電気事業者又は当該特定電気事業者がその特定契約を締結することによって、自らの需要家に対して経済的に合理的な条件で電気を供給することができないおそれがある場合（特定規模電気事業者又は特定電気事業者が特定供給者に対し、その裏付けとなる根拠を示した書面を提出した場合に限る。）【PPSの安定供給】

### ■法の施行に当たり必要不可欠な協力が得られない場合

1. 電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を計量するに際して、特定供給者から必要な協力が得られないと見込まれる場合。具体的には以下のとおり。
  - イ) 電気事業者の職員が、計量に必要な作業を行うため又は電力量計の補修・交換をするため必要な範囲において、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所又は開閉所が所在する敷地に立ち入ることを、特定供給者が認めない場合。
  - ロ) 電気事業者の指定する日の計量に特定供給者が協力しようとしめない場合。
  
2. 特定契約に基づき電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の代金の支払に関して、以下の事項に反する規定を定めようとする場合。
  - イ) 支払単位について、1月単位とすること
  - ロ) 支払日について、計量日の属する月の翌月の20日（20日が休日である場合には、翌営業日）を限度として、電気事業者が指定する日とすること
  - ハ) 支払方法について、預金口座へ振り込む方法によること
  
3. 特定供給者が発電設備の変更認定を行った場合に、それに関する変更契約の締結を行うことに、特定供給者があらかじめ同意しない場合。

### ■ 特定供給者が接続に必要な費用を負担しない場合

1. 特定供給者が、認定発電設備によって発電した電気を供給するため、当該認定発電設備と電気事業者の変電所又は送配電線を接続するために必要となる費用であって、以下に掲げるものを負担しない場合。
  - ① 接続地点である電気事業者の変電所又は送配電線に接続するための変電及び送配電に係る設備（電源線）の敷設費用、並びに認定発電設備と接続地点である電気事業者の変電所又は送配電線との間に設置される、接続に当たって電圧を調整するために必要な装置の設置に係る費用。
  - ② 売電量を計測するために必要な計量器の設置に係る費用、及び電気事業者からの指令等を受けるために必要な通信設備の整備に係る費用、並びに、電気事業者が系統運営を目的として発電所に設置されている機器を監視・制御するための発電所の構内に設置する監視制御装置、及び500kW以上の太陽光又は風力発電設備を用いて売電を行う者が情報伝送装置を用いて出力抑制を行うことを希望する場合においては、その出力抑制を行うために必要な制御装置及び情報伝送装置に係る費用。
2. ただし、これらの費用を負担しないことを理由に接続を拒むことができるのは、経済産業省令に定める要件に該当するとしても、電気事業者が接続に必要な費用の具体的内容及びその理由、特定供給者に負担を求める費用の積算の根拠について書面による開示を行った場合に限ることとする。

### ■ 系統運営上必要な措置（出力抑制）に協力しようとししない場合

1. 電気事業者による電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、当該電気事業者が以下に掲げる措置（以下、「回避措置」という。）を講じた上で、1年を8760時間として、**年8パーセント以内の割合（720時間以内）に限って、500kW以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる特定供給者の供給する再生可能エネルギー電気を補償措置なく抑制することができる**ことについて、当該特定供給者があらかじめ同意しない場合。

- ① 一般電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制
- ② 卸電力取引所を活用する等、需要量を上回ると見込まれる供給電力を売電するための措置

なお、当該電気事業者は、これらの回避措置を講じたとしても、なお電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれると判断した根拠及び実際に実施した出力抑制の内容を、出力抑制後遅滞なく当該特定供給者に書面で通知することにあらかじめ同意しなければならない。

（注）ドイツの場合と異なり、年8パーセント以内の割合との上限に関する定めを設ける。

2. **天災事変の場合、電気事業者が保有する電気工作物の構内に第三者の無断の立入りがあった場合、定期検査の場合において、電気事業者が補償措置なく出力抑制できる**ことに特定供給者があらかじめ同意しない場合（ただし、当該電気事業者が出力抑制の理由について、当該特定供給者に対し書面で説明することを条件とする）。

3. なお、**電気事業者が上記1及び2以外で行う出力抑制については、電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制などの1で規定した「回避措置」を講じた上であることを条件として、出力抑制を可能とする。ただし、この場合は、特定供給者に対しその出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額の補償措置を行うことを条件とする**（当該電気事業者及び当該特定供給者の双方にとり全く予想外の事態が生じ、かつ、当該事態が当該電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りでない）。

### ■ その他の特定供給者が接続や系統運営上必要な措置に協力しようとしがない場合

1. 特定供給者が認定発電設備の所在地、受電地点並びに定格出力その他接続の請求に関し不可欠な情報を提供すること。
2. 電気事業者の職員が、保安上必要な場合に、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所が所在する敷地又は認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所に立ち入ること。
3. 出力抑制に応じるために必要となる通信設備の設置、対応要員の配置などの体制の整備を行うこと。

### ■ 電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上でなお接続が困難な場合

上記の出力抑制を行うことを前提としてもなお、当該接続により送電可能な量を超えることが合理的に見込まれる場合は、電気事業者が特定供給者に対して送電可能な量を超えることについて書面により情報開示を行った場合であって、かつ、電気事業者が以下のいずれかの対応を行った場合。

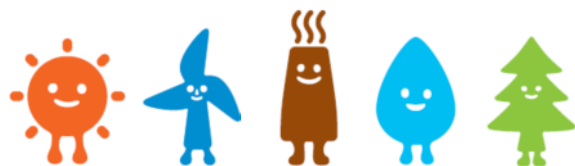
- ① 特定供給者が希望する接続地点以外であって、特定供給者にとって、技術的・経済的にみて優れていると考えられる接続可能な地点を提示し、その根拠を書面により説明した場合。
- ② 特定供給者が希望する接続地点以外の上記に掲げる接続可能な地点の提示が著しく困難な場合において、その理由について書面により説明した場合。

### ■ 接続の請求やその内容が明らかに不正又は不当である場合

1. 接続の請求に関し、虚偽の請求を行った場合。
2. 接続の請求が正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。

### 3 設備認定に関わること（法第6条関係）





1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるような**メンテナンス体制が常時国内に確保されていること**（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。  
※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。
2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を**計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること**（配線図及び構造図を添付すること）。
3. **発電設備の内容が具体的に特定されていること**（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。
4. 法に基づく賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないことを担保するため、また、次年度以降の調達価格等の算定のため、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、**当該設備の設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を虚偽なく記録し、かつ、定期的に提出すること。**





## 太陽光発電

1. 10kW未満の太陽光発電設備については、これまでも国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、**JIS基準 (JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2) 又はJIS基準に準じた認証 (JET (一般財団法人電気安全環境研究所) による認証)**を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証) を得ていること。
2. **10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線** (発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造) となっていること。
3. 事業者が複数の住宅に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合 (いわゆる「**屋根貸しモデル**」) にあっては、**①各住宅について全量配線** (発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造) となっていること。**②各住宅の屋根の賃借に係る契約書**を添付すること。
4. 太陽光パネルのモジュール化後の**セルの変換効率**が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。

シリコン単結晶系	13.5%以上
シリコン多結晶系	13.5%以上
シリコン薄膜系	7.0%以上
化合物系	8.0%以上



## 風力発電

- 住宅用への導入も想定される**20kW未満の小型風力**については、**JIS基準（JISC1400-2）又はJIS基準に準じた認証（JSWTA（日本小形風力発電協会）が策定した規格の認証又はJSTWA認証相当の海外の認証機関の認証）**を得ていること。



## 水力発電

- 設備の出力（複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計）が**3万kW未満であること**（証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事届出を添付すること）。
- **揚水式発電ではないこと。**



## 地熱発電

- 特段、個別の要件は設けない。

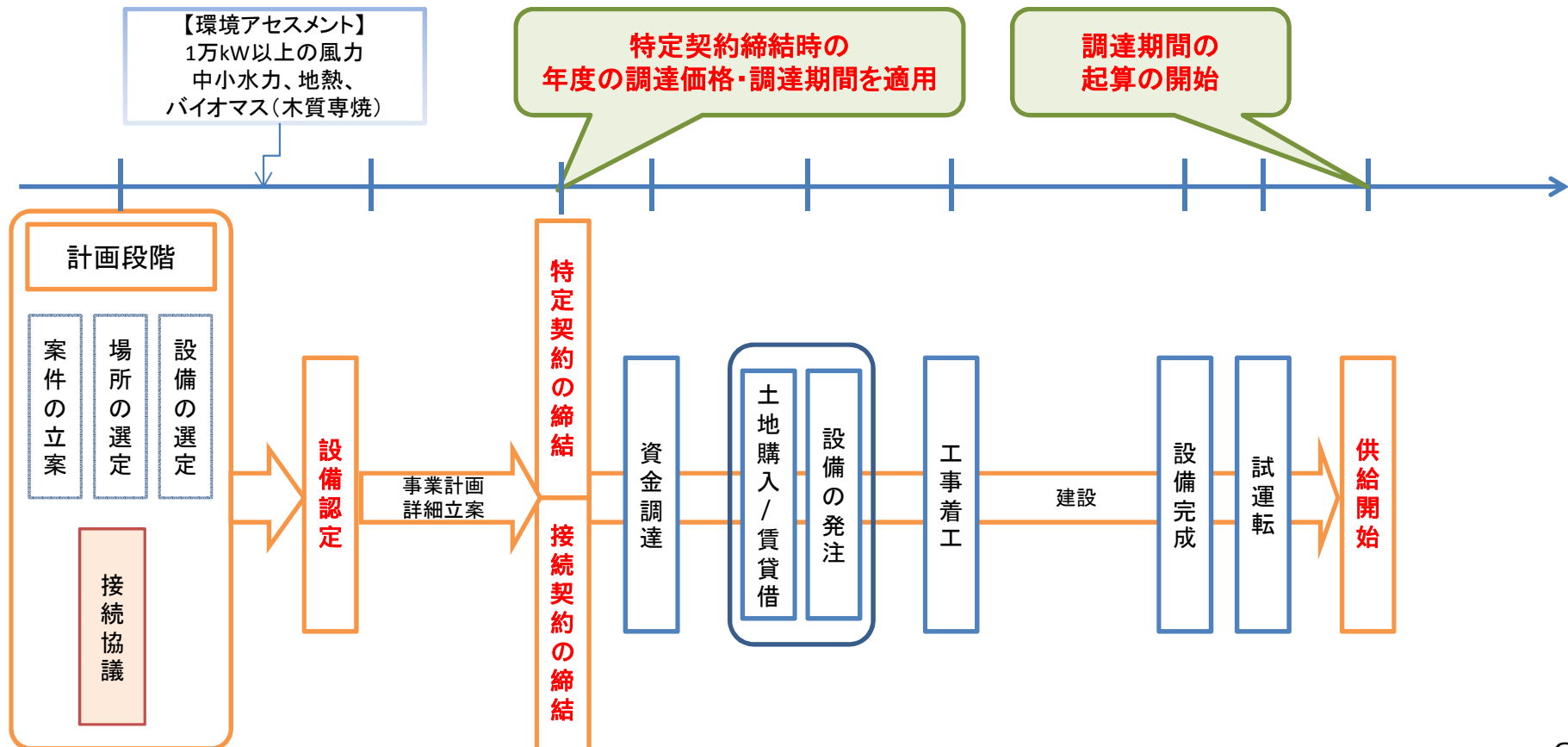


### バイオマス発電

1. 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとともに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、**毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。**
2. 使用するバイオマス燃料について、その利用により、**当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないもの**であること。
3. 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため（※）、**使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること**（異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス（リサイクル木材を除く）を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。）。

※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

- 適用される調達価格等については、事業計画の円滑な遂行上、極力早期に確定させたいとの要請がある一方、有利な調達価格等を取りあえず確保するため、事業計画策定途上で調達価格等だけ確定させようとする不正事案が生じることも懸念される。
- このため、電気事業者との特定契約の締結時を基準時として、当該年度の調達価格・調達期間を適用することとする。ただし、調達期間の起算時期は、特定供給契約に基づき、電力会社に電気の供給を開始した時点からとなる。



### その他、価格の適用関係

#### ■ 価格区分の異なる複数の認定設備を併用する場合の取扱い

複数の種類の再生可能エネルギーの設備を併設する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる設備となっており、それが配線図等により確認できる場合は、それぞれについて個別に設備認定を行い、適切な調達価格を適用する。

合計量しか計測できない場合は、適用する調達価格が低い方の設備に適用される価格を採用する。

#### ■ 新規及び重要な部分の追加・変更が生じる場合

いったん認定を受けた設備に変更が生じる場合、再度認定を受けなければならない。

増設・リパワリングによる電気の供給量が明確に計測でき、それが配線図等により確認できる場合、その出力の増加分について、買取対象とすることができる。

### 認定手続

#### ■ 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする（※）。

※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化（別途マニュアル参照）

#### ■ 申請書様式は別途。